

指定管理者制度の適用に係る基本方針

令和8年（2026年）4月

< 改訂版 >

練馬区

目次

1	「基本方針」について	1
2	指定管理者制度を適用する際の標準的な手続	2
3	指定管理者制度適用にあたっての基本事項	4
	(1) 指定の期間	4
	(2) 利用料金制	4
	(3) 指定管理者候補の選定	4
4	選定の手続	6
	(1) 指定管理者選定委員会および指定管理者選定小委員会	6
	(2) 選定委員会	6
	(3) 選定小委員会	7
	(4) 指定管理者の選定基準	8
	(5) 指定管理者候補選定のための評価項目・評価基準	9
	(6) 選定過程の情報公開	9
5	協定の締結	11
6	管理業務費についての考え方	12
7	情報セキュリティの確保と個人情報保護	13
8	情報公開	13
9	苦情等への対応	14
	(1) 施設利用に際してのサービス内容についての苦情等	14
	(2) 指定管理者が行った処分に関する審査請求等	14
10	指定管理者制度を適用した施設に対するモニタリング	14
	(1) モニタリングの実施	14
	(2) 定期モニタリングと総合モニタリング	14
	(3) 事業報告書とチェックシート	14
	(4) 指定期間最終年度に実施するモニタリング最終総合評価	15
11	指定の取消し等	15
12	資料	16

1 「基本方針」について

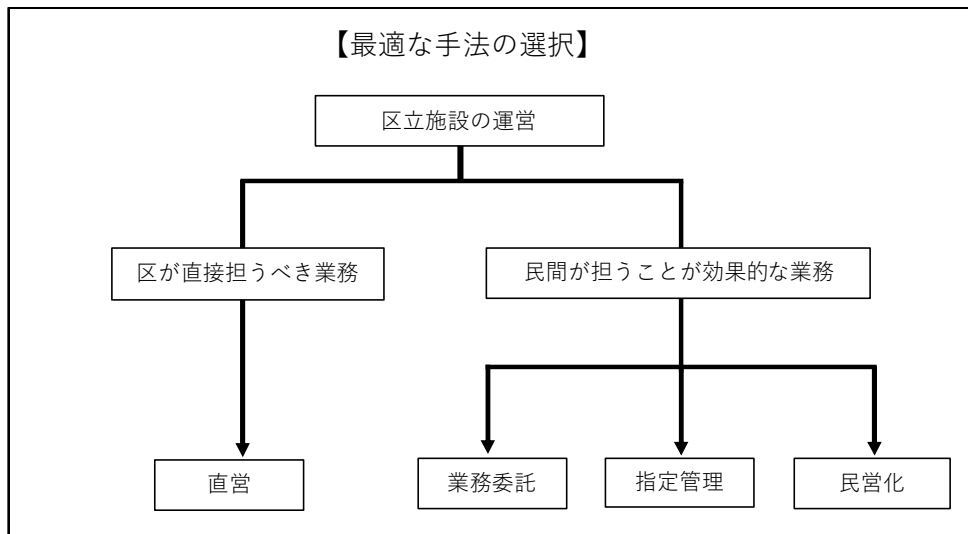
練馬区では、「練馬区公共施設等総合管理計画」および「同実施計画」を策定し、区立施設の運営は、施設の特성에応じて、「業務委託」、「指定管理者制度」、「民営化」、「直営」から最適な手法を選択することとしています。

区が直接担うべき業務は引き続き直営とし、民間の知恵と経験を活用したほうが効果的な業務は民間が担うことを基本とします。

民間事業者に委託する手法には、業務委託と指定管理者制度があります。

委託を開始する際には、施設や業務の特性等によって、どのような業務を委託するのか、どの手法が最もふさわしいかを検討し、最適な手法を選択します。既に委託している施設・業務も、これまでの実績に照らして、委託の範囲や手法等について改めて検討します。

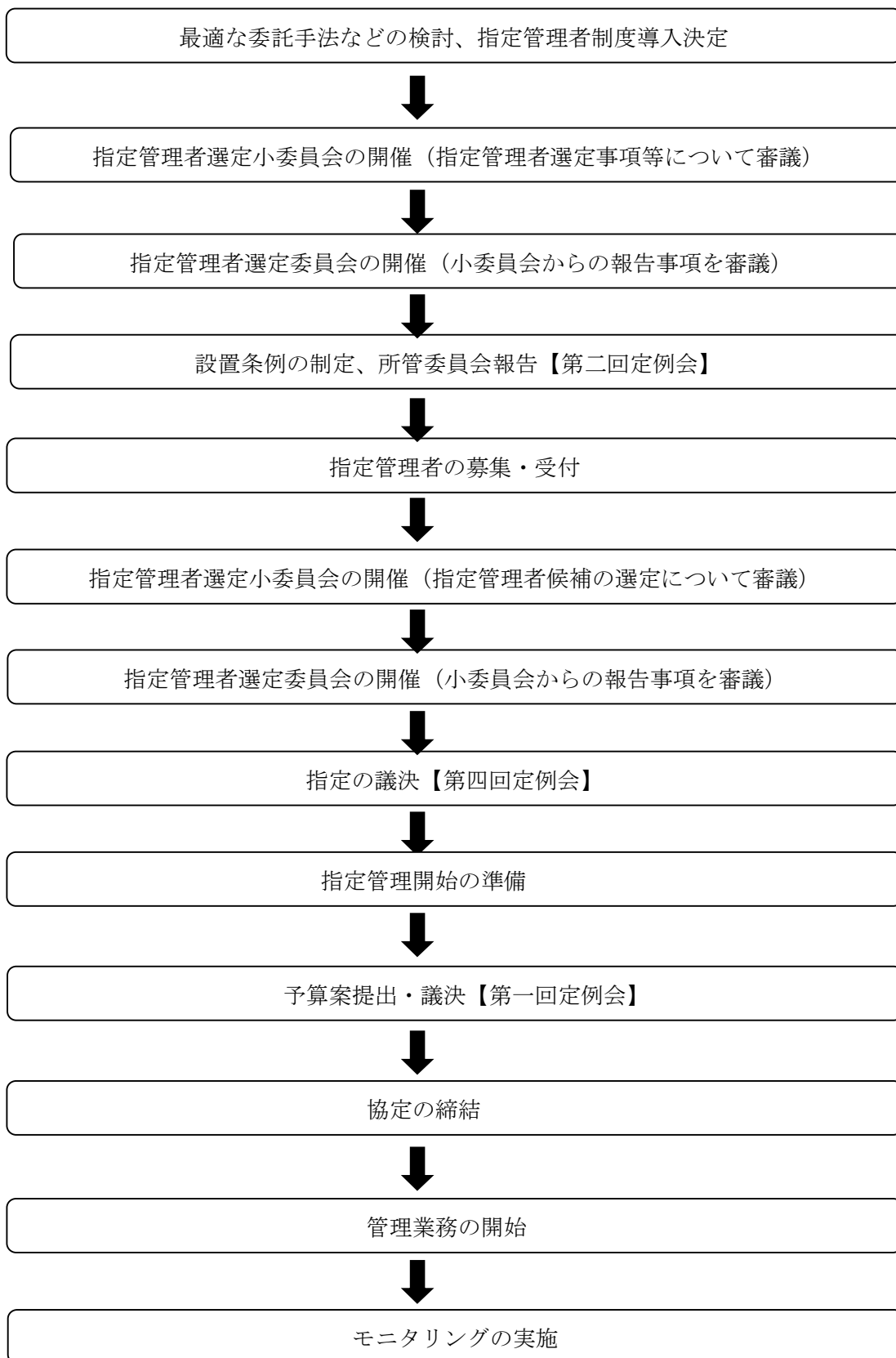
最適な手法の選択にあたっては、区政改革推進本部に検討組織を設置し、区全体の行政サービスのあり方、執行体制、財政負担、効率性などを総合的に検討し、決定します。



本基本方針は、区が指定管理者制度を適用するに当たっての基本的な考え方を示すものです。最適な手法の選択の結果、指定管理者制度を適用する場合は、この「基本方針」によるものとしします。

2 指定管理者制度を適用する際の標準的な手続

(1) 全体のフロー図



(2) 指定管理者選定手続

◎は指定管理者制度導入時に必要な手続です。

●は指定管理者制度導入済施設において、次期指定管理者候補を選定する際に必要な手続です。

	【公募】で選定する場合	【特定】で選定する場合 (P5～6 参照)
指定管理者選定小委員会の開催	◇ 選定小委員会で以下の事項を審議し、選定委員会へ報告 ①指定管理者の業務の範囲 ②利用料金制の採否 ③応募資格 ④指定管理者候補選定のための評価項目・評価基準 ⑤指定の期間 ●⑥モニタリング最終総合評価	①指定管理者の業務の範囲 ②利用料金制の採否 ③選定の対象とする団体 ④特定の団体を指定管理者候補として選定する場合の理由 ⑤指定管理者候補選定のための評価項目・評価基準 ⑥指定の期間 ●⑦モニタリング最終総合評価
指定管理者選定委員会の開催	◇ 選定小委員会からの報告を受け、選定委員会で審議、決定	
◎設置条例の制定 ●所管委員会報告 (第二回定例会)	◎設置条例改正の議案提出・議決 < 条例規定事項 > ①指定管理者による管理②業務の範囲③指定の手続 ④管理の基準⑤利用料金制 ●所管委員会報告 指定期間、応募資格・募集方法、募集の時期（特定の場合は特定の理由、選定の対象とする団体）選定手続の予定を報告	
指定管理者の募集、受付	◇ 区報、ホームページにより募集を周知 ◇ 施設見学会等実施	◇ 団体から提出された企画提案書等を審査
指定管理者選定小委員会の開催	◇ 選定小委員会で評価項目・評価基準に基づき応募（申請）団体を評価・審議し、選定委員会へ報告	
指定管理者選定委員会の開催	◇ 選定小委員会からの報告を受け、審議し、候補団体を選定 ◇ 候補団体を決定し、応募（申請）団体へ選定結果を通知	
指定の議決 (第四回定例会)	◇ 選定した候補団体を指定管理者に指定する議案の提出・議決 ①管理を行わせる公の施設②指定管理者となる団体 ③指定の期間	
指定管理開始の準備	◇ 指定管理者選定結果を公表（区報・区ホームページ） ◇ 事業計画・協定内容を協議	
予算案の提出・議決 (第一回定例会)	◇ 管理業務費の予算議決 ◇ 議決後、指定管理者を指定し、告示	
協定の締結	◇ 指定管理者と基本協定および年度協定を締結	
管理業務の開始	◇ 協定の締結について所管委員会へ報告	
モニタリングの実施	◇ 定期（日時および月次）モニタリングおよび総合（年次）モニタリングの実施により管理・運営状況を確認	

3 指定管理者制度適用にあたっての基本事項

(1) 指定の期間

原則5年間とします。

ただし、PFI(※)事業者が指定管理者となる場合には、PFIの事業期間とします。

また、施設の廃止、改築、事業内容の見直し等により5年以下の指定期間とすることも可能とします。指定の期間については、予め募集要項等に指定の期間を記載し、周知を図ることとします。

※PFI…Private Financial Initiativeの略で、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力および技術的能力を活用して行う手法です。

主なPFI手法は、下記のとおりです。

① BOT方式…Build Transfer Operateの略で、民間事業者が自ら資金調達を行い、施設を建設したのち、施設の所有権を公共に譲渡したうえで、民間事業者がその施設の維持管理・運営を行う方式

② BOO方式…Build Operate Transferの略で、民間事業者が自ら資金調達を行い、施設を建設したのち契約期間中の維持管理・運営を行い、事業期間終了後に、公共にその施設を譲渡する方式

(2) 利用料金制

利用料金制は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、指定管理者が施設の利用に係る料金を収入として収受できる制度です。利用料金制を採用する場合には、原則として、条例で定める額の範囲内で指定管理者が地方公共団体の承認を受けて利用料金を定めることとなります。(地方自治法第244条の2第9項)

(3) 指定管理者候補の選定

ア 公募の原則

指定管理者候補は、原則として公募により施設ごとに選定します。

公募に当たっては、募集要項を作成し、区報および区ホームページで広く周知します。

イ 複数の施設を同一の指定管理者に管理させる場合の選定方法

同一条例に定める複数の施設、併設施設および設置目的や利用状況に共通性がある施設であって、一の指定管理者により管理を行うことにより、区民サービスの向上や効果的・効率的な管理が可能であると認められる場合には、一の団体を複数の施設の指定管理者候補として選定できることとします。

ウ 複数の施設を同一の選定小委員会で同時に選定する場合の選定方法

同一条例に定める複数の施設について同時に指定管理者を公募する場合は、応募団体に施設の希望順位を申告させ、同一の選定小委員会において施設ごとに選定します。一つの応募団体が2施設以上の指定管理者候補となることができない場合は、1施設の指定管理者候補として選定された応募団体は、残る施設の選定対象から除外して審査します。なお、「児童館・学童クラブ」と「児童館」のように、業務の範囲が異なる施設を同一の選定小委員会で同時に選定する場合は、提案内容が異なるため、「児童館・学童クラブ」と「児童館」に分けて提案を受けることとします。この選定方法については募集要項に記載することとします。

エ 特定の団体を指定管理者候補として選定する場合

つぎに掲げる場合は、特定の団体を指定管理者候補として選定できることとします。この場合においても選定小委員会および選定委員会は、企画・提案書の提出等を求め、評価項目・評価基準に基づく評価を行います。（(イ)⑤の場合を除く。）

(ア) モニタリング最終総合評価が一定の水準に達している場合

指定期間終了年度の前年度終了後に実施するモニタリング最終総合評価において、指定管理者の評価が一定の水準（「良」以上）に達している場合には、公募によらず次期指定管理者候補として選定することができます。（ただし、公募により指定管理者を選定した施設に限る。）

公募によらず選定することができる回数は、福祉的施設については2回まで、福祉的施設以外の施設については1回限りとします。ただし、福祉的施設以外の施設であっても、福祉的施設と一括して選定した場合は2回までとします。

(イ) 施設の特性や事業内容から特定の団体を指定管理者候補とする場合

- ① 次期指定期間中に施設の廃止、改築等が見込まれるため、現在の指定管理者を次期指定管理者候補として選定する場合
- ② 次期指定期間中に事業内容の見直しや運営手法の検討を要する施設において、現在の指定管理者を次期指定管理者候補として選定する場合
- ③ 実施主体に柔軟性・専門性が求められる事業、採算面等から民間事業者では実施困難な先駆的・先導的な事業、専門的な助言・指導あるいはコーディネートをを行う事業を実施する施設であり、行政を補完・代替する区の外郭団体が管理運営することが効果的かつ合理的であると認められる場合

- ④ 区民サービスを維持するため、事業の継続性を確保する必要があることから、これまでの運営実績に基づき、指定管理者候補を選定することが最適であると認められる場合
 - ⑤ 指定期間中に自転車駐車場が新設される場合または東京都からの移管により区営住宅が設置される場合
現在の指定管理者を指定管理者候補とする。
- (ウ) その他、公募によらない合理的な理由がある場合

【例】

- ・応募事業者がなく、再度の公募を行う猶予がない場合
- ・PFI 事業による場合

4 選定の手続

(1) 指定管理者選定委員会および指定管理者選定小委員会

指定管理者候補を適正に選定するため、庁内に指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）および指定管理者選定小委員会（以下「選定小委員会」という。）を設置します。

(2) 選定委員会

選定委員会は、選定小委員会から報告のあった指定管理者候補の選定に係る事項等を審議し、評価・選定等を行います。

ア 委員構成

- 委員長 : 総務部を担任する副区長
- 副委員長 : 総務部を担任する副区長以外の副区長
- 委員 : 教育長、企画部長、総務部長、有識者委員 3名

イ 選定委員会の開催

原則として指定管理者の指定手続に関する改正条例案の提出前（条例改正が不要の場合は募集についての議会報告前）に 1 回、指定議案の提出前に 1 回開催します。

ウ 審議事項

- ① 指定管理者の業務の範囲
- ② 利用料金制の採否
- ③ 指定管理者の指定を受けるための応募資格
- ④ 特定の団体を指定管理者候補として選定する場合の理由
- ⑤ 指定管理者候補選定のための評価項目・評価基準
- ⑥ 指定の期間
- ⑦ 指定管理者の指定を受けようとする団体の評価項目・評価基準に基づく評価
- ⑧ 指定期間終了年度の前年度終了後に実施するモニタリング最終総合評価
- ⑨ 指定の取消し、または管理の業務の全部または一部の停止
- ⑩ その他、委員長が必要と認める事項

エ 報告事項

- ① 総合（年次）モニタリングにおける評価

(3) 選定小委員会

選定小委員会は、施設ごとに具体的な指定管理者候補の選定に係る事項等を審議し、その結果を選定委員会に報告します。

ア 委員構成

- 委員長 : 施設を所管する部長等
副委員長 : 施設を所管する課長
委員 : 関連する所管課長等
外部委員 : 有識者委員 原則として1名

イ 小委員会の設置

原則として施設ごとに設置します。ただし、同一条例に定める複数の施設、併設施設および設置目的や利用状況に共通性がある施設であって、一の指定管理者により管理を行うことにより区民サービスの向上や効果的・効率的な管理が認められる場合や、同じ選定小委員会で審議した方が適切に審議を進めることができる場合には、複数の施設について一つの選定小委員会を設けます。この場合には、施設の専門分野に応じて有識者委員を2名以上とすることができるものとします。

また、施設を所管する部が複数ある場合には、施設の規模や特性等から施設管理の中心となる施設を所管する部長を長として選定小委員会を設置します。

ウ 審議事項

- ① 指定管理者の業務の範囲
- ② 利用料金制の採否
- ③ 指定管理者の指定を受けるための応募資格
- ④ 特定の団体を指定管理者候補として選定する場合の理由
- ⑤ 指定管理者候補選定のための評価項目・評価基準
- ⑥ 指定の期間
- ⑦ 指定管理者の指定を受けようとする団体の評価項目・評価基準に基づく評価
- ⑧ 指定期間終了年度の前年度終了後に実施するモニタリング最終総合評価
- ⑨ 指定の取消し、または管理の業務の全部または一部の停止
- ⑩ 募集要項の内容
- ⑪ 指定管理者と締結する協定の内容
- ⑫ その他、委員長が必要と認める事項

※①～⑨は審議の結果を選定委員会に報告します。

※審議事項⑦、⑧の審議にあたっては、施設の所管としての専門的な立場から評価を行うため、専門性の確保の観点から有識者委員を加えます。

エ 報告事項

- ① 定期モニタリングおよび総合（年次）モニタリングにおける事業報告
- ② 総合（年次）モニタリングにおける評価

(4) 指定管理者の選定基準

以下、指定管理者制度導入にあたって条例で規定する選定基準を列挙します。

- ア 施設の運営が住民の平等な利用を確保することができるものであること
- イ 施設の設置目的を効果的に達成することができるものであること
- ウ 施設、付属設備および物品の適切な維持管理を行うことができるものであること
- エ 施設の管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること
- オ 施設の管理を安定して行うための物的能力および人的能力を有していること

(5) 指定管理者候補選定のための評価項目・評価基準

(4)記載の選定基準に基づいた指定管理者候補を選定するための標準的な評価項目は、つぎのとおりとします。

	公募等により選定する場合（※）	現在の指定管理者を特定して選定する場合
団体 審 査	安定性・継続性	安定性・継続性
	組織体制	当該施設の運営実績
	団体の施設運営実績	
	区内事業者か否か (公募の場合適用)	
提 案 審 査	施設運営体制	施設運営体制
	利用者等への対応	
		運営経験を生かした取組
	施設の維持管理・安全性への配慮	施設の維持管理・安全性への配慮
	効率的な管理運営	効率的な管理運営
	施設特性に応じた評価項目	施設特性に応じた評価項目
	地域への貢献	地域への貢献

※公募等により選定する場合とは、以下の場合が考えられます。

- ① 公募により選定する場合
- ② 新たに指定管理者制度を導入する施設で、特定の団体を選定する場合
- ③ 既に指定管理者制度を導入している施設で、現在の指定管理者以外の団体を特定して選定する場合

選定委員会および選定小委員会では、各項目を評価するための基準（評価基準）を設定するほか、必要がある場合には、評価項目を追加・変更します。

民営化（施設を廃止する場合を含む）を理由として、現指定管理者を特定して選定する場合は、評価項目「運営経験を生かした取組」を「民営化（廃止）に向けた取組」に変えて評価します。

(6) 選定過程の情報公開

指定管理者候補の選定過程等の情報公開については、「指定管理者の募集・選定情報に係る情報公開基準」によることとします。

指定管理者の募集・選定情報に係る情報公開基準

1 趣旨

指定管理者の選定に当たっては、中長期にわたって区の施設を区に代わって管理運営するという公的性格に鑑み、通常管理委託業務に比べ一層の公平性、透明性が求められるものである。したがって、その選定情報については当該指定管理者の性格および区民への説明責任の観点から統一的に公開されるべき基準を定める必要がある。この基準は区内部における取扱いを定めるという意味だけでなく、指定管理者に応募する団体・法人に対しても事前に周知し、当該内容を了解の上応募することを条件とするものである。

2 公開対象文書および公開基準

対象文書名	選定団体 決定前	選定団体決定後		備 考	
		選定団体	落選団体		
応募書類	応募団体名	×	○	○	
	企画書	×	○	×	
	予算執行計画書	×	△	×	
	人員配置計画書	×	△	×	
	その他提出書類	×	△	×	
採点表	×	○	○		
選定実施決定書	○	○			
募集要項(評価項目、基準含む)	○	○			
評価項目の配点等	×	○			
選定委員名簿	×	○			
指定管理者選定委員会内容	×	○			
選定団体決定書	—	○			
協定書	—	*○		* 指定開始後	
事業報告、収支報告	—	*△		* 報告書提出後	

(注1) ○：公開、△：一部非公開情報を含む、×：非公開

(注2) 「一部非公開情報」とは予算執行計画書における積算単価・内訳、人員配置計画書における配置内訳(常勤・非常勤の別)などをいう。

(注3) 「選定団体決定後」とは選定議案提出時以降とする。

3 適用関係

この基準は、平成 22 年 4 月 1 日以降に実施する指定管理者の選定から適用する。
なお、事業報告書については、平成 22 年 4 月 1 日以降提出されるものについて適用する。

5 協定の締結

指定の議決後、区と指定管理者との間で協議を行い、指定管理者による管理の始期に、①施設管理に関する基本的事項を規定する基本協定と、②管理業務費の額や支払い方法等について年度ごとに締結する年度協定を締結します。基本協定に規定する必要最小限の事項は、つぎのとおりです。各施設の協定締結に当たっては、施設の特性や状況等を踏まえ、基本協定に規定する事項を、必要に応じて追加または変更します。

基本協定に規定する事項については、指定管理者の募集要項に明記し、周知します。

<基本協定に規定する必要最小限の事項>

(1) 総則

ア 協定の目的

イ 指定の期間

(2) 管理業務の範囲

ア 管理業務の範囲

(3) 管理業務の実施

ア 管理業務の実施の基準

イ 管理業務の実施における法令遵守

ウ 第三者代行の禁止と再委託の場合における区内事業者の活用

エ サービスの維持および向上

オ 職員の配置等

カ 職員の勤務条件等における法令遵守

キ 施設の修繕等

ク 備品の取扱い

ケ 災害への対応

コ 国民保護法で想定する有事への対応

サ 事故等緊急時の対応

シ 感染症発生時の対応

ス 秘密の保持

セ 情報セキュリティの確保

ソ 個人情報の保護

タ 情報公開

チ 利用者等の人権への配慮

- ツ 障害を理由とする差別の禁止
- テ 環境配慮
- (4) 管理業務の実施に係る確認事項
 - ア 事業計画
 - イ 事業報告
- (5) 管理業務費
 - ア 管理業務費を年度協定で定めること
 - イ 管理業務費の経理
 - ウ 金銭等の管理
- (6) 損害賠償および不可抗力等
 - ア 損害賠償
 - イ 不可抗力発生時の対応
- (7) 指定期間の満了
 - ア 管理業務の引継ぎ
 - イ 原状回復義務
 - ウ 備品の引継ぎ
- (8) 指定の取消し等
 - ア 指定の取消し等
- (9) その他
 - ア 法人格の変更等への対応
 - イ 協定の変更
 - ウ 施設利用に係る処分等
 - エ 協議事項

6 管理業務費についての考え方

新たに指定管理者制度を適用する施設の管理業務費は、区民サービスの向上と経費の節減等を図る観点から、指定管理者候補として選定した団体と協議し、定めます。

2年度目以降の場合には、前年度の業務内容とそれに基づく管理業務費を基本とし、指定管理者との協議により定めることとなります。

7 情報セキュリティの確保と個人情報保護

指定管理者が管理業務の実施に当たり、個人情報や特定個人情報等をはじめとした重要情報を取り扱う場合には、情報の機密性を確保するための措置を講じることが必要です。

そのため、基本協定において、区が定める手順等を遵守するとともに練馬区情報化管理規程第 28 条に基づく練馬区情報セキュリティポリシーと同等またはそれ以上のセキュリティ措置を講じることが規定します。

また、個人情報の保護に関する法律において、指定管理者が公の施設の管理の業務を行う際には、区と同等の個人情報の漏えい、滅失又は既存の防止その他の個人情報の安全管理のために必要な措置を講じなければならないとしています。(個人情報の保護に関する法律第 66 条第 1 項および第 2 項) この規定に基づき、基本協定において、指定管理者に対して指定管理者が個人情報を適切に管理することを求めます。

指定管理者が公の施設の管理に関する業務において作成し、または取得した文書等に含まれる自己情報については、個人情報の保護に関する法律および基本協定に基づき、区または各指定管理者に対して開示を求めることができます。

なお、指定管理者が管理する公の施設の業務に従事している者または従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項を提供したときや、業務に関して知り得た個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、または盗用したときの罰則は、指定管理者の職員にも適用されます。(個人情報の保護に関する法律第 176 条、第 180 条)

8 情報公開

区では、練馬区情報公開条例において、指定管理者は公の施設の管理に関する業務について情報公開を行うため、必要な措置を講じるよう努めるものとしています。(条例第 25 条の 2 第 1 項) この規定に基づき、基本協定において、指定管理者が情報公開規程を整備し適切に運用することを定めます。

指定管理者が公の施設の管理に関する業務において作成し、または取得した文書等は、各指定管理者に対し直接に公開を求めることができます。また、これらの文書等で所管課が管理していないものについて、区に公開請求がなされたときは、所管課は指定管理者に対し該当する文書等を提出するよう要請することができます。提出要請を受けた指定管理者には、速やかにこれに応じる責務が課されます。(条例第 25 条の 2 第 3 項・第 4 項)

9 苦情等への対応

(1) 施設利用に際してのサービス内容についての苦情等

まず指定管理者が、区民からの苦情等についての体制を整備し、迅速・適切な対応をします。指定管理者による対応が不十分なときは、施設所管課が指定管理者に適切な対応を取るよう指導します。

また、「区长への手紙」や区民の声窓口などを通して指定管理者施設に対する苦情等が寄せられた場合は、区として施設所管課が責任を持って対応します。

(2) 指定管理者が行った処分に関する審査請求等

指定管理者に利用承認等処分権限を委任している場合に、指定管理者が行った処分に対する審査請求は、区が受けることになります。

また、処分を受けた区民が処分の取消しの訴えを提起する場合、相手方（被告）は指定管理者になります。

指定管理者が処分を書面で行う場合は、上記のことや出訴期間などを処分の相手方に知らせる（教示する）必要があります。

10 指定管理者制度を適用した施設に対するモニタリング

(1) モニタリングの実施

区立施設として必要なサービス水準と適正な施設管理を確保するため、指定管理者制度を適用した施設に「指定管理者制度適用施設モニタリング実施要領」に基づいたモニタリング（監督）を実施します。

(2) 定期モニタリングと総合モニタリング

モニタリングには、定期（日次および月次）モニタリングと総合（年次）モニタリングがあります。定期・総合モニタリングを行うために、指定管理者は事業報告書を作成し、区は指定管理者から提出された事業報告書や実地調査により、施設の管理運営状況を点検します。

また、総合モニタリングではチェックシートによる総合的な評価を実施します。

(3) 事業報告書とチェックシート

事業報告書の様式は、標準的なものを定めていますが、選定小委員会において、各施設の特性に合わせて定めます。

チェックシートは、「組織体制」「施設運営体制」「施設の維持管理・安全性への配慮」「効率的な管理運営」「施設特性に応じた管理運営」「地域への貢献」の6つを評価項目

としますが、評価項目に対応した評価の視点については、選定小委員会において、各施設の特性に合わせて定めます。

(4) 指定期間最終年度に実施するモニタリング最終総合評価

指定期間終了年度の前年度終了後、選定小委員会において、各年度の総合（年次）モニタリングの結果を踏まえ、評価します。小委員会の評価結果を選定委員会へ報告し、選定委員会は審議のうえ最終総合評価を決定します。

最終総合評価は、指定期間最終年度に行う「次期指定管理者候補の選定」および「廃止する施設の業務実績の検証」に活用します。評価対象期間は、現指定期間最終年度の前年度まで（廃止する施設にあっては廃止する前年度まで）になります。

11 指定の取消し等

以下の場合、区は指定管理者の指定を取り消すこと、または期間を定めて管理の業務の全部または一部の停止を命じることができます。

指定の取消し、または管理業務の全部もしくは一部の停止については、区民サービスに重大な影響を及ぼすおそれがあるため、選定委員会および選定小委員会において慎重に審議します。

(1) 指定を取り消すことができる場合

ア 指定管理者が基本協定・年度協定の条項に違反した場合

この場合、区は指定管理者に対して改善勧告を行い、期限を定めて改善策の提出および実施を求めます。指定管理者がその期間内に改善することができなかつたときは、区は指定管理者の指定を取り消すことができます。

イ 指定管理者の財務状況が著しく悪化し、施設管理の継続が困難と認められる場合

(2) 管理業務の全部または一部の停止を命じることができる場合

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由により適正な施設管理が困難となった場合

またはそのおそれが生じた場合

業務停止に至る手続きは、上記(1)アと同様です。

12 資料

(1) 地方自治法(抜粋)

(公の施設)

第 244 条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2 普通地方公共団体（次条第 3 項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない場合に限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第 244 条の 2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の 3 分の 2 以上の者の同意を得なければならない。

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第 244 条の 4 において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求)

第 244 条の 4 普通地方公共団体の長以外の機関（指定管理者を含む。）がした公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

2 普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求があったときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。

3 議会は、前項の規定による諮問があった日から 20 日以内に意見を述べなければならない。

地方自治法の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 81 号）

附 則

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において政令で定める日（平成 15 年 9 月 2 日）から施行する。

(経過措置)

第 2 条 この法律の施行の際現に改正前の地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき管理を委託している公の施設については、この法律の施行の日から起算して 3 年を経過する日（その日前に改正後の地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき当該

公の施設の管理に係る指定をした場合には、当該指定の日)までの間は、なお従前の例による。

(2) 平成 15 年 7 月 17 日付けの総務省自治行政局長通知 (抜粋)

総 行 行 第 87 号

平成 15 年 7 月 17 日

各都道府県知事殿

総務省自治行政局長

地方自治法の一部を改正する法律の公布について (通知)

地方自治法の一部を改正する法律 (平成 15 年法律第 81 号。以下「改正法」という。) は、平成 15 年 6 月 6 日に成立し、同月 13 日に公布されました。

今回の地方自治法の一部改正は、地方公共団体の内部組織に関する規定を見直すとともに、公の施設の管理について指定管理者制度を導入し、その適正かつ効率的な運営を図ることを目的としたものです。

指定管理者制度の導入に伴い、この法律の施行の際現に改正前の地方自治法 (以下「旧法」という。) 第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき管理の委託を行っている公の施設については、この法律の施行後 3 年以内に当該公の施設の管理に関する条例を改正する必要がある、その際、公の施設の管理状況全般について点検し、指定管理者制度を積極的に活用されるようお願いいたします。

また、指定管理者制度と地方独立行政法人制度との関係等については、「地方独立行政法人法及び地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の公布について (通知)」 (平成 15 年 7 月 17 日付け総行行第 86 号、総行公第 39 号、総財公第 61 号、総財務第 71 号、15 文科高第 275 号総務省自治行政局長・総務省自治財政局長・文部科学省高等教育局長通知) を参照してください。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、地方公共団体の内部組織に関する規定及び公の施設の指定管理者制度の適正な運用に十分配慮されるとともに、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知願います。

なお、施行に当たって留意すべき事項については、政令、省令等と併せ後日お示しします。

記

第1 地方公共団体の内部組織に関する事項（省略）

第2 公の施設に関する事項

今般の改正は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするものであり、下記の点に留意の上、公の施設の適正な管理に努められたいこと。

1 指定管理者に関する事項

- (1) 今般の改正により導入される指定管理者制度は、地方公共団体が指定する法人その他の団体に公の施設の管理を行わせようとする制度であり、その対象は民間事業者等が幅広く含まれるものであること。（第244条の2第3項関係）
- (2) 地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、指定管理者に使用許可を行わせることができるものであるが、使用料の強制徴収（第231条の3）、不服申立てに対する決定（第244条の4）、行政財産の目的外使用許可（第238条の4第4項）等法令により地方公共団体の長のみが行うことができる権限については、これらを指定管理者に行わせることはできないものであること。（第244条の2第3項関係）
- (3) 指定に当たって議決すべき事項は、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定の期間等であること。（第244条の2第6項関係）

2 条例で規定すべき事項

- (1) 指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項は条例で定めることとされており、その具体的な内容は以下のとおりであること。（第244条の2第4項関係）
 - ① 「指定の手續」としては、申請の方法や選定基準等を定めるものであること。

なお、指定の申請に当たっては、複数の申請者に事業計画書を提出させることとし、選定する際の基準としては例えば次のような事項を定めておく方法が望ましいものであること。

ア 住民の平等利用が確保されること。

イ 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。

ウ 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること。

② 「管理の基準」としては、住民が当該公の施設を利用するに当たっての基本的な条件（休館日、開館時間、使用制限の要件等）のほか、管理を通じて取得した個人に関する情報の取扱いなど当該公の施設の適正な管理の観点から必要不可欠である業務運営の基本的事項を定めるものであること。

③ 「業務範囲」としては、指定管理者が行う管理の業務について、その具体的範囲を規定するものであり、使用の許可まで含めるかどうかを含め、施設の維持管理等の範囲を各施設の目的や態様等に応じて設定するものであること。

(2) 旧法第 244 条の 2 第 4 項及び第 5 項と同様、指定管理者制度においても、利用料金を当該指定管理者の収入として收受させることができることとし、当該利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとしていること。（第 244 条の 2 第 8 項及び第 9 項関係）

(3) 指定管理者に支出する委託費の額等、細目的事項については、地方公共団体と指定管理者との間の協議により定めることとし、別途両者の間で協定等を締結することが適当であること。

3 適正な管理の確保等に関する事項

(1) 「事業報告書」においては、管理業務の実施状況や利用状況、料金収入の実績や管理経費等の収支状況等、指定管理者による管理の実態を把握するために必要な事項が記載されるものであること。（第 244 条の 2 第 7 条関係）

(2) 清掃、警備といった個々の具体的業務を指定管理者から第三者へ委託することは差し支えないが、法律の規定に基づいて指定管理者を指定することとした今回の制度の趣旨にかんがみれば、管理に係る業務を一括してさらに第三者へ委託することはできないものであること。

(3) 指定管理者が管理を通じて取得した個人情報については、その取扱いについて十分留意し、「管理の基準」として必要な事項を定めるほか、個人情報保護条

例において個人情報の保護に関して必要な事項を指定管理者との間で締結する協定に盛り込むことを規定する等、必要な措置を講ずべきものであること。また、指定管理者の選定の際に情報管理体制のチェックを行うこと等により、個人情報が適切に保護されるよう配慮されたいこと。

その際、「地方公共団体における個人情報保護対策について」（平成 15 年 6 月 1 日付け総行情第 91 号総務省政策統括官通知）の内容を十分に踏まえて対応されたいこと。

4 その他

道路法、河川法、学校教育法等個別の法律において公の施設の管理主体が限定される場合には、指定管理者制度を採ることができないものであること。

第 3 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。こと。（改正法附則第 1 条関係）

- 2 指定管理者制度の導入に伴い、この法律の施行の際現に旧法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき管理の委託を行っている公の施設については、この法律の施行後 3 年以内に当該公の施設の管理に関する条例を改正し、改正後の地方自治法第 244 条の 2 の規定による指定等を行う必要があるものであること。（改正法附則第 2 条関係）

(3) 業務委託と指定管理者制度との比較

	業務委託	指定管理者制度
① 受託主体	限定はない。 ※議員、長等についての兼業禁止規定あり（地方自治法第92条の2、142条等）	法人その他の団体 ※法人格は必ずしも必要ではない。ただし、個人は不可。
② 法的性格	「私法上の契約関係」 契約に基づく個別の事務または業務の執行の委託	「管理代行」 「指定」（行政処分的一种）により、公の施設の管理権限を、指定を受けた者に委任するもの ※委任:その事務が受任者の職務権限となり、その事務については、受任者がもっぱら自己の責任で処理することになる。
③ 施設の管理権限	設置者である地方自治体が有する。 施設の使用許可を受託者は行うことができない。	指定管理者が有する。 施設の使用許可を指定管理者が行うことができる。 ※「管理の基準」「業務の範囲」は条例で定めることを要する。
④ 利用料金制 (※)	採ることはできない。	採ることができる。

※利用料金制…施設の利用料金を直接指定管理者の収入とし、施設の管理経費に充てる制度

指定管理者制度の適用に係る基本方針

令和8年（2026年）4月

< 改訂版 >

練馬区 総務部 経理用地課